

佐久市規則第20号

「佐久市公印規則の一部を改正する規則」

をここに公布する。

令和8年 5月26日

佐久市長 柳田清二

佐久市公印規則の一部を改正する規則

第1条 佐久市公印規則（平成17年佐久市規則第8号）の一部を次のように改正する。

別表第1の市印の項を次のように改める。

市印	市印	26	方 21	かい	市名をもって する文書	総務課長	1
	個人 番号 等専 用市 印	27	方 6	かい	個人番号カー ド、在留カー ド及び特別永 住者証明書記 載事項の変更	市民課長	2
						臼田支所長	3
						浅科支所長 望月支所長	
	国保 専用 市印	28	方 7.5	かい	国民健康保険 の資格取得喪 失の確認	浅間出張所 長	2
						野沢出張所 長	
国保 専用 市印	28	方 7.5	かい	国民健康保険 の資格取得喪 失の確認	国保医療課 長	2	
					臼田支所長 浅科支所長 望月支所長	3	

第2条 佐久市公印規則の一部を次のように改正する。

別表第1の市印の項を次のように改める。

市印	市印	26	方 21	かい	市名をもって する文書	総務課長	1
	個人 番号 等専 用市 印	27	方 6	かい	個人番号カー ド、特定在留 カード、特定 特別永住者証 明書、在留カ ード及び特別 永住者証明書	市民課長	2
						臼田支所長 浅科支所長 望月支所長	3

					記載事項の変更		
					個人番号カード、特定在留カード及び特定特別永住者証明書記載事項の変更	浅間出張所 長 野沢出張所 長	2
	国保 専用 市印	28	方 7.5	かい	国民健康保険の資格取得喪失の確認	国保医療課 長 臼田支所長 浅科支所長 望月支所長	2  3

附 則

この規則は、令和8年5月26日から施行する。ただし、第2条の規定は、令和8年6月14日から施行する。

佐久市規則第21号

「佐久市介護保険規則の一部を改正する規則」

をここに公布する。

令和8年 5月26日

佐久市長 柳田清二

## 佐久市介護保険規則の一部を改正する規則

佐久市介護保険規則（平成17年佐久市規則第104号）の一部を次のように改正する。

様式第1号及び様式第2号を次のように改める。



様式第2号（第3条関係）

様式第2号（第3条関係）

介護保険要介護認定・要支援認定区分変更申請書

（申請先）佐久市長

次のとおり申請します。

申請年月日 年 月 日

被 保 険 者	介護保険被保険者番号										個人番号														
	医療 保 険	保険者名										保険者番号													
		被保険者記号・番号										記号					番号					枝番			
	フリガナ										生年月日														
	氏名										性別														
	住所										電話番号														
	前回の要介護認定の結果等										有効期限 から														
	変更申請の理由																								
	過去6月間の介護保険施設、医療機関等入院、入所の有無										介護保険施設等の名称等・所在地					期間					～				
											介護保険施設等の名称等・所在地					期間					～				
										医療機関等の名称等・所在地					期間					～					
										医療機関等の名称等・所在地					期間					～					

提出 代 行 者	名称										該当に○（地域包括支援センター・居宅介護支援事業者・指定介護老人福祉施設・介護老人保健施設・介護療養院）																		
	住所										〒										電話番号								

主 治 医	主治医の氏名										医療機関名																		
	所在地										〒										電話番号								

第二号被保険者（40歳から64歳の医療保険加入者）のみ記入

特定疾病名	
-------	--

介護サービス計画の作成等介護保険事業の適切な運営のために必要があるときは、要介護認定・要支援認定にかかる調査内容、介護認定審査会による判定結果・意見、主治医意見書、佐久市が提供を受けた介護サービス計画及び介護予防サービス計画並びに居宅サービス事業者又は介護保険施設の関係人が取得した心身の状況等の情報を、佐久市から地域包括支援センター、居宅介護支援事業者、居宅サービス事業者、地域密着型サービス事業者、介護保険施設、介護予防支援事業者、介護予防サービス事業者若しくは地域密着型介護予防サービス事業者の関係人、介護予防・日常生活支援総合事業を行う者、主治医意見書に係る医師又は認定調査に従事した調査員に提示する（地域支援事業として介護情報基盤経由で電子的に行う場合を含む。）ことに同意します。

本人氏名

様式第10号中「80.9万円」を「826,500円」に改める。

附 則

（施行期日）

- この規則は、公布の日から施行する。ただし、様式第10号の改正規定は、令和8年8月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 この規則による改正後の様式第10号を使用した特定入所者介護サービス費又は特例特定入所者介護サービス費の負担限度額の認定に関し必要な手続その他の行為は、この規則の施行前においても行うことができる。

佐久市規則第22号

「佐久市公共物管理条例施行規則の一部を改正する規則」

をここに公布する。

令和8年 5月26日

佐久市長 柳田清二

## 佐久市公共物管理条例施行規則の一部を改正する規則

佐久市公共物管理条例施行規則（平成17年佐久市規則第166号）の一部を次のように改正する。

第2条第1項第10号中「地元区長」の次に「に説明したことを証する書面」を加える。

附 則

（施行期日）

1 この規則は、令和8年6月1日から施行する。

（経過措置）

2 この規則による改正後の佐久市公共物管理条例施行規則の規定は、この規則の施行の日（以下「施行日」という。）以後の許可の申請手続（以下「申請手続」という。）について適用し、施行日の前日までの申請手続については、なお従前の例による。

佐久市規則第23号

「佐久市営住宅条例施行規則の一部を改正する規則」

をここに公布する。

令和8年 5月26日

佐久市長 柳田清二

佐久市営住宅条例施行規則の一部を改正する規則

佐久市営住宅条例施行規則（平成17年4月1日規則第152号）の一部を次のように改正する。

別表第1中

「

		簡平2K	31.30㎡	31.30㎡	昭和42年度4201 ～4208号 8戸
--	--	------	--------	--------	-------------------------

」

を

「

		簡平2K	31.30㎡	31.30㎡	昭和42年度G— 1～G—4号、 H—1～H—4 号 8戸
--	--	------	--------	--------	--

」

に改める。

別表第4中

「

その他望5 (協東)	協和2420 番地1	木平	51.00㎡	3,000円	昭和38年度 43号
その他望8 (天神)	協和5060 番地1	木平	79.00㎡	3,500円	昭和44年度 41号
その他望9 (天神)	協和5060 番地1	木平	32.00㎡	3,500円	昭和46年度 42号
その他望10 (天神)	協和5060 番地1	木平	32.00㎡	3,500円	昭和44年度 43号
その他望11 (天神)	協和5060 番地1	木平	40.00㎡	3,500円	昭和51年度 44号
その他望17 (六反田)	協和2315 番地1	木平	62.00㎡	8,000円	昭和58年度 11号

」

を

「

その他望5 (協東)	協和2420 番地1	木平	51.00m <sup>2</sup>	3,000円	昭和38年度 43号
その他望17 (六反田)	協和2315 番地1	木平	62.00m <sup>2</sup>	8,000円	昭和58年度 11号

」

に、

「

厚生佐73	新子田 1836番地 105	木平	59.13m <sup>2</sup>	7,000円	昭和59年度
厚生佐74	瀬戸1584 番地5	木平	59.13m <sup>2</sup>	7,000円	昭和59年度
厚生佐76	岩村田 3403番地 3	木平	53.46m <sup>2</sup>	1,500円	昭和59年度

」

を

「

厚生佐73	新子田 1836番地 105	木平	59.13m <sup>2</sup>	7,000円	昭和59年度
厚生佐76	岩村田 3403番地 3	木平	53.46m <sup>2</sup>	1,500円	昭和59年度

」

に、

「

厚生白11	下小田切 503番地 1	木平	48.60m <sup>2</sup>	2,400円	昭和49年度
厚生白12	下小田切 503番地	木平	48.60m <sup>2</sup>	2,400円	昭和49年度

	1				
厚生白13	白田3538番地	木平	42.23m <sup>2</sup>	2,100円	昭和46年度

を  
「

厚生白11	下小田切 503番地 1	木平	48.60m <sup>2</sup>	2,400円	昭和49年度
厚生白13	白田3538番地	木平	42.23m <sup>2</sup>	2,100円	昭和46年度

に、  
「

厚生浅4	甲342番 地1	木平	54.65m <sup>2</sup>	3,000円	昭和56年度
厚生浅5	矢島181 番地1	木平	54.65m <sup>2</sup>	3,000円	昭和57年度
厚生浅6	甲315番 地5	木平	54.65m <sup>2</sup>	3,500円	昭和59年度

を  
「

厚生浅4	甲342番 地1	木平	54.65m <sup>2</sup>	3,000円	昭和56年度
厚生浅6	甲315番 地5	木平	54.65m <sup>2</sup>	3,500円	昭和59年度

に改める。

#### 附 則

この規則は、公布の日から施行する。